



PwCベトナムニュースブリーフ

新たなキャピタルゲイン課税に 関する規定-更新情報-

2025年7月





ご一読ください

先月のニュースブリーフで取り上げた通り、10月1日に施行される新CIT法において、外国法人によるベトナムの特定企業の売却益に対して一律の税率を課されることとされます。このCIT法には適用税率が明記されていないことから、政令により税率が規定されることが期待される状況でした。

財務省は、外国法人に適用される一律税率に関する政令草案を発表しました。

重要なポイント

外国企業に対して、一律に提案されている税率は以下の通りです。

- 売主が対象企業のベトナムにおける事業運営を直接監督していない資本譲渡および資産譲渡の場合、税率は2%です。「売主がベトナムにおける事業運営を直接監督しない」の定義は不明瞭ですが、直接移転と間接移転を区別することを示唆している可能性があります。資産譲渡については、定義されていません。
- 有価証券譲渡は、税率は0.1%です(変更なし)。政令案では、この目的における証券は証券法に定義される公開会社の証券であることが明記されています。

ベトナム企業に対しては、資本および有価証券譲渡の課税に関する変更はありません。



PwCのコメント

2%という税率は、法律案の以前の草案で提案されていた税率と一致しています。

しかし、この政令案には多くの問題点が残されています。例えば、新CIT法で義務付けられている、外国法人の売却者がベトナムで得た課税所得の算定時期と算定方法が明確にされていません。政府は財務省に対し、今後公表される通達で更なる指針を示すよう指示しており、この通達により詳細が明らかになるのを待つ必要があるでしょう。

間接譲渡の課税という厄介な問題についても言及されていませんが、対象企業の事業運営への関与についての言及はこの点に関連している可能性があります。

進展があり次第、引き続きお知らせいたします。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn